

【別紙 2】水質基準項目等の処理水質要求水準値

番号	区分	分類	項目	要求水準値			検査回数 (年間)	
				基準値	最大	平均		
1	健康に関する項目	微生物	一般細菌	集落数 100 個/mL 以下	最大：左の基準値の 70% 値以下（ただし総トリハロメタンは左の基準値とし、クロロホルム、ジブロモクロロエタン及びブロモホルムは総トリハロメタンの値と同一とする）、平均：左の基準値の 50% 値以下	集落数 70 個/mL 以下	集落数50個/mL以下	12
2			大腸菌	検出されないこと		検出されないこと		12
3		金属	カドミウム及びその化合物	0.01mg/L 以下		0.007 mg/L 以下	0.005 mg/L 以下	3 年に 1 回
4			水銀及びその化合物	0.0005 mg/L 以下		0.00035 mg/L 以下	0.00025 mg/L 以下	3 年に 1 回
5			セレン及びその化合物	0.01 mg/L 以下		0.007 mg/L 以下	0.005 mg/L 以下	3 年に 1 回
6			鉛及びその化合物	0.01 mg/L 以下		0.007 mg/L 以下	0.005 mg/L 以下	1
7			ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L 以下		0.007 mg/L 以下	0.005 mg/L 以下	3 年に 1 回
8			六価クロム化合物	0.05 mg/L 以下		0.035 mg/L 以下	0.025 mg/L 以下	3 年に 1 回
9		無機物	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L 以下		0.007 mg/L 以下	0.005 mg/L 以下	4
10			硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L 以下		7 mg/L 以下	5 mg/L 以下	4
11			フッ素及びその化合物	0.8 mg/L 以下		0.56 mg/L 以下	0.4 mg/L 以下	1
12		金属	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L 以下		0.7 mg/L 以下	0.5 mg/L 以下	4
13		有機化学物質	四塩化炭素	0.002 mg/L 以下		0.0014 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	3 年に 1 回
14			1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下		0.035 mg/L 以下	0.025 mg/L 以下	4
15			シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス 1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下		0.028 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	4
16			ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下		0.014 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	3 年に 1 回
17			テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下		0.007 mg/L 以下	0.005 mg/L 以下	3 年に 1 回
18			トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下		0.021 mg/L 以下	0.015 mg/L 以下	3 年に 1 回
19			ベンゼン	0.01 mg/L 以下		0.007 mg/L 以下	0.005 mg/L 以下	3 年に 1 回

番号	区分	分類	項目	要求水準値			検査回数 (年間)	
				基準値	最大	平均		
20		消毒副 生成物	塩素酸	0.6 mg/L 以下		0.42 mg/L 以下	0.3 mg/L 以下	4
21			クロロ酢酸	0.02 mg/L 以下		0.014 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	4
22			クロロホルム	0.06 mg/L 以下		0.03 mg/L 以下	0.015 mg/L 以下	4
23			ジクロロ酢酸	0.04 mg/L 以下		0.028 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	4
24			ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L 以下		0.03 mg/L 以下	0.015 mg/L 以下	4
25			臭素酸	0.005 mg/L 以下		0.0035 mg/L 以下	0.0025 mg/L 以下	4
26			総 ト リ ハ ロ メ タ ン (22,24,28,29 の総和)	0.03 mg/L 以下		0.03 mg/L 以下	0.015 mg/L 以下	4
27			トリクロロ酢酸	0.2 mg/L 以下		0.14 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	4
28			ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L 以下		0.021 mg/L 以下	0.015 mg/L 以下	4
29			ブロモホルム	0.09 mg/L 以下		0.03 mg/L 以下	0.015 mg/L 以下	4
30			ホルムアルデヒド	0.08 mg/L 以下		0.056 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下	4
31			性状に 関する 項目	金属		亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L 以下	最大：左の基準値以下、 平均：左の基準 値の50%以下
32	アルミニウム及びその化合物	0.1 mg/L 以下			0.1 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	4	
33	鉄及びその化合物	0.3 mg/L 以下			0.3 mg/L 以下	0.15 mg/L 以下	12	
34	銅及びその化合物	1.0 mg/L 以下			1.0 mg/L 以下	0.5 mg/L 以下	1	
35	味覚	ナトリウム及びその化合物		200 mg/L 以下	200 mg/L 以下	100 mg/L 以下	3年に1回	
36	色	マンガン及びその化合物		0.01 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	0.005 mg/L 以下	12	
37	味覚	塩化物イオン		200 mg/L 以下	200 mg/L 以下	100 mg/L 以下	12	
38		カルシウム、マグネシウム 等（硬度）		300 mg/L 以下	300 mg/L 以下	150 mg/L 以下	4	
39		蒸発残留物		500 mg/L 以下	500 mg/L 以下	250 mg/L 以下	1	
40	発泡	陰イオン界面活性剤		0.2 mg/L 以下	0.2 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	3年に1回	
41	かび臭 物質	ジェオスミン		3ng/L 以下	3 ng/L 以下	1.5 ng/L 以下	12	
42		2-メチルイソボルネオール		3ng/L 以下	3 ng/L 以下	1.5 ng/L 以下	12	

番号	区分	分類	項目	要求水準値			検査回数 (年間)	
				基準値	最大	平均		
43		発泡	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L 以下		0.02 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	4
44		におい	フェノール類	0.005 mg/L 以下		0.005 mg/L 以下	0.0025 mg/L 以下	4
45		味覚	有機物（全有機炭素（TOC）の量	3 mg/L 以下		3 mg/L 以下	1.5 mg/L 以下	12
46		基礎的 性状	pH 値	・ 5.8 以上 8.6 以下 ・ 平均 7.5 程度				連続測定
47			味	異常でないこと				12
48			臭気	異常でないこと				12
49			色度	・ 最大 5 度以下 ・ 平均 2.5 度以下				連続測定
50			濁度	・ 最大：0.01 度以下 ・ 平均：0.005 度以下				連続測定
51	その他 項目	その他 項目	水温	—			連続測定	
52			電気伝導度	—			連続測定	
53			アンモニア性窒素	—			4	
54			残留塩素濃度	本市が指示する目標値±0.1mg/L			連続測定	

注）基準値のうち、(25)臭素酸、(26)総トリハロメタン、(32)アルミニウム及びその化合物、(36)マンガン及びその化合物、(41)ジェオスミン、(42)2-メチルイソボルネオール、(50)濁度の値は、要求処理水質として現行水質基準の代わりに適用する値。